

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成25年 5月29日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

平成25年度eラーニングによる研修の業務委託

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 履行期限（業務完了日）

平成26年3月31日

(4) 見積競争方法

見積金額は研修受講者1人あたりの単価（税抜）とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、請求にあたっては見積単価に研修受講者数を乗じ、消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。

2 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出先、仕様書配付場所及び仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会人材育成グループ 担当 曾根田・畠中

電話 03-5212-8213（直通）

（仕様書はホームページ上でもダウンロード可）

(2) 見積書等提出期限

日 時 平成25年6月10日（月） 午前12時00分

※事前に担当者へ提出日時を連絡した上で持参すること

3 その他

(1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 見積結果は当協会受付前に掲示する。（決定業者には別途連絡することとする。）

(4) 仕様書上の予定人数はあくまで見込みであり、研修受講者数に増減があったとしても異議を述べることは出来ないものとする。

仕様書

1. 調達件名

平成 25 年度 e ラーニングによる新任グループ長研修・新任リーダー研修の業務委託

2. 業務の概要等

(1) 研修の目的

新たにグループ長又はリーダーへ登用された職員を対象として、それぞれに必要な基本的知識の習得を目的とした研修を実施する。

(2) 委託内容

全国健康保険協会（以下、「協会」という。）が指定した研修内容（下記（3）「受講対象者及び研修内容」参照。）について、上記（1）「研修の目的」の達成に向けた e ラーニングシステム（教材及び学習管理システム）の提供とする。

(3) 受講対象者及び研修内容

	新任グループ長研修	新任リーダー研修
対象者	新任グループ長 (管理者としてグループを統括する。)	新任リーダー (グループ内のリーダーとして、チームを統括する。)
研修内容	① 管理者の役割とは ② 組織運営の原則 ③ 労務管理に関する基礎知識 ④ 部下指導、育成について	① リーダーシップの考え方 ② 業務管理に関する基礎知識 ③ コミュニケーションの重要性について ④ 部下指導、育成について

※ 上記①～④の研修内容について、30程度の項目から構成すること。

※ 1項目あたり、10分程度で学習が可能であること。

(約30項目×約10分=約5時間)

※ 1項目毎に受講者の進捗状況が確認できること。

※ 研修内容をテキストにて学習した後、内容についての理解度を測る仕組みを取り入れること。

(4) 実施方法等

① 開始時期

開始時期については、協会が指定する時期にいつでも開始できること。

② 受講者数（予定）

100名程度

③ 単価契約

対価の支払いについては、受講者 1 名あたりの単価契約とする。

④ 実施場所

研修は協会の端末においてインターネットを介した e ラーニングシステムを活用して実施するものとする。（協会が使用する WEB ブラウザは Internet Explorer）

(5) 要求事項

委託事業者は次の要求事項を満たさなければならない。

- ① 協会の目的及び協会が指定する研修内容について、教材の提供が可能であること。
- ② 教材は、テーマごとのテキスト、確認テスト及び解説とすること。
- ③ 協会の端末で学習が可能であること。協会端末の環境は次の通り。
 - ・ Windows Vista Business (Service Pack 2)
 - ・ Internet Explorer 7
- ④ 協会の管理者は受講者の進捗状況、テストの結果を確認できることとする。
- ⑤ 受講者が e ラーニングシステムを利用するにあたって必要な ID、パスワードは受講者が登録することとし、受講者の対象者リストは協会から提示することとする。
- ⑥ 教材は、日々計画的に学習できるよう中断機能がついていること。
- ⑦ 教材は、動画などの映像及び音声は用いず、テキストのみで学習が可能であること。
- ⑧ テキスト等の内容については、事前に協会と十分に協議したうえで作成すること。また、協会の要望に応じて柔軟に対応すること。
- ⑨ テキスト等の詳細、編集方法、納入時期等については、協会と別途協議のうえ決定することとする。
- ⑩ 保守などの理由により、e ラーニングシステムが利用できない期間がある場合は事前に協会に連絡すること。
- ⑪ 委託業務の全部を委託事業者自身で行うこととし、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3. 業務完了日

平成 26 年 3 月 31 日（月）

4. 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条に規定される次の事項に該当する者は、見積競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で複権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）。

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、見積競争に参加させないことがある。
- ① 添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること。健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) 民間企業及び官公庁（公益法人等を含む）から本研修と同様な研修を受託した実績が十分にあること。
- (5) 上記「2.（5）要求事項」の内容を満たす者であること。

5. 本件に関する質問の受付先

(1) 受付先

〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階

全国健康保険協会 本部 総務部人材育成グループ

担当 曾根田・畠中

TEL 03-5212-8213 FAX 03-5212-8238

(2) 受付期日

平成25年6月5日（水）12：00まで

(3) 回答

受付日の翌営業日までに回答する。

6. 留意事項

- (1) 委託業務に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- (2) 委託業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は委託業務の内容を変更する必要があるときは、当協会と受託者が協議するものであること。

(3) 個人情報の利用制限

受託者は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た個人情報を秘密として保持し、第三者に対し開示・漏えい等してはならず、また本契約の履行以外の目的に個人情報を利用（複写・複製・加工・社外持出し等を含む。）してはならない。

(4) 秘密保持

① 受託者は、本契約に関して協会が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）又は本件業務の実施に関して知り得た情報を協会の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し開示、漏えい等してはならない。また本契約の履行以外の目的に秘密情報を利用（複写・複製・加工・社外持出し等を含む。）してはならない。

② 受託者は、本業務を実施するにあたり、協会から入手した資料等の一部又は全部の複写複製等を行うことができないものとし、複写複製等の防止措置を講じなければならないこと。ただし、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ協会の承認を得て行なうことができるものであること。また、複写複製等を行った場合においては、当該複写複製物についても適正な取扱いを行うこと。

なお、資料等は用務に必要ななくなり次第、速やかに当協会に返却するか適正な手続きにおいて廃棄すること。

③ 本契約による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、著作物の完成と同時に受託者から当協会に譲渡されるものとする。

④ 納入成果物及びテキスト等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該契約の内容について、事前に協会の承認を得ることとし、協会は既存著作物について、当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、協会は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

7. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、「2. 業務の概要等」に則することとし、参加資格判定の参考として使用するものとする。

② 経費内訳書（見積書）

経費内訳書には、受講者1人あたりの単価（消費税及び地方消費税額を含む。）を明記することとする。

なお、受講者数（予定）は調達数を保証するものではない。

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

④ 過去3年間における民間企業及び官公庁（公益法人等を含む）の受託実績及びそれぞれの実績数が分かる資料

⑤ 保険料納付にかかる申立書（領収書の写し、納付証明書等、直近1年間の保険料の納付状況が確認できる書類）

(2) 提出期限

平成25年6月10日（月）12:00

(3) 提出方法

提出書類①～⑤各1部を「5. 本件に関する質問の受付先」にある受付担当者へ事前に提出日時を連絡した上で直接提出（持参）とする。

(4) 提出に当たっての注意事項

① 受付時間は、平日の10時から17時までとする。

② 提出された書類については、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

③ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。

④ 一者当たり1件の提出を限度とする。

⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合は、無効とする。

⑥ 参加資格を満たさない者が提出した書類は、無効とする。

⑦ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8. 契約候補者の決定

(1) 提出された書類について審査を実施し、参加資格の有無を決定する。

(2) 参加資格を有する者の中から、本業務を実施するために必要な経費のすべての額が最も低い経費内訳書を提出した者を契約候補者とする。